

井上円了が用いた「公園」の考察

「公園論」を入り口に

出野尚紀

ideno naoki

○はじめに

井上円了（以下、円了）は、哲学堂を「精神修養的公園」として作った、と『哲学堂案内』（1）に記す。哲学を普及させることに決めた哲学館大学退隠時に近い明治三十九年（一九〇六）十月発表の「公園論」を手始めに、円了が人生で訪れた公園や当時の日本の行政における公園への取り組み、周囲にいた公園と関係した人物などに言及し、辞書や法律における「公園」の意味を踏まえながら、二十一世紀の日本人が日常生活でイメージする公園と円了が用いた「公園」の差異を考察する。

一 円了が作った公園

令和元年（二〇一九）十一月十五日に文化庁より報道発表された文化審議会の史跡名勝記念物の答申によって、哲学堂公園の名勝への新指定答申がなされ（2）、翌二年三月十日に国の名勝に指定された（3）。その答申のなかで公園という言葉が使われているところを七頁より引用すると「精神修養の普及を目的として、…（中略）…私設

公園を起源とする…(中略)…都市公園の固有の事例。」と述べられている。同じく答申の二〇頁より一文を引用すると「哲学に基づく独自の構成と意匠はいまもよく維持されていて、日本公園史上において顕著に固有な事例である。」とある。現在の哲学堂は正式名称が中野区立哲学堂公園であるので、公園とつくことは当然であるが、「前者では、「私設公園」と「都市公園」と公園の意味を規定する言葉がついている。両者を合わせて考えると、円了の意図に基づいて私設公園として作られて、都市公園として維持されていることが、他の類を見ないものであり、日本公園史において名勝とするにふさわしいオリジナリティを保持していると、答申で述べていると理解した。

この中野区立哲学堂公園は、円了が、哲学館大学退隠後、哲学館大学移転予定地としていたところに全国巡講の謝金や私財をもって創った私設施設を起源とする。円了の死後は、財団法人哲学堂が運営していた時期を経て、第二次世界大戦中の昭和一九年(一九四四)に東京都議会により寄付が受け入れられ、戦後に都立公園として開園された。そして、昭和五〇年(一九七五)四月一日に東京都から中野区に管理が移管され、区立公園になったものである。

さて、円了は、哲学堂を「精神修養公園」としようとしたことは、その著『哲学堂案内』二頁に「精神修養公園とすることに定め」(4)と記していることから確かであるが、どうして精神修養公園を資金拠出してまで作ろうと考えたのだろうか。それには、円了が見聞きした公園に不満があったからに他ならないだろう。そこで、本稿では、円了の人生で訪れた公園の記述、当時の社会において公園がどのようなものであったか、そして、当時公園に関わっていた人物が公園をどのように見ていたのかという三点を合わせ見て、円了が物足りないと感じたことを、その「公園論」を解釈するところから始めたいと考える。

二 井上円了の「公園論」

円了には、「公園論」と題する六百字ほどの小論がある。なお、これまでに円了の、「公園論」に言及する研究は存在しない。

東京に数多の公園あり、曰く浅草公園、曰く上野公園、曰く芝公園、曰く日比谷公園、曰く九段公園等なり、而して是等の公園は肉体を休養するを得べく、耳目を安養するを得べきも、精神に修養を与へ、良心に静養を与ふること能はず、園内を歩して花卉を見るは、耳目の養なり、茶店に憩うてビールを傾くるは、肉体の養なり、何程耳目肉体に養料を供給するも、是れ未だ精神の修養となすべからず、青年学生にして日曜又は休日に、出でて公園に遊べば、種々の誘惑に心を動かさるるも、決して是によりて良心の発育を助くる能はず、されば東京には肉体修養の公園ありて、精神修養の公園なしといはざるべからず、

西洋の公園を観るに、肉体修養の公園と精神修養の公園との二種あり、普通の公園は肉体修養の公園なることは我邦の公園にひとしきも、特に精神修養の為に設置せる公園あり、即ち教会堂是なり、故に彼地にありては青年の輩が日曜または休日に際会すれば午前中は必ず精神修養の公園たる教会堂に至り、心身二面の修養をなすを一派の常習とす、我邦に於ては精神修養の公園たるべき寺院はありながら、青年輩にして此に至りて精神の修養をなさんとするものは、皆無の有様なり、青年の品行をあやまり、徳性を害し、墮落腐敗するもの多きは、勢の免れ難き所なり、故に余は我邦に於ては西洋の如く、精神修養の公園を設くる必要ありといはんとす、而してこは修身教会の開設によりて初めて実行するを得るなり。

(安藤弘編『修身教会雑誌』第三十四号、修身教会雑誌発行所発行、明治三十九年十月十一日発行、三四七―三四

以上の二段落からなる。

一つ目の段落は、東京の公園を記している。円了によって記されている公園は、まず明治六年（一八七三）の太政官布告第十六号に基づく浅草公園（現台東区、当時⑤浅草区）と上野公園（現台東区、当時下谷区）、芝公園（現港区、当時芝区）の三公園がある。以下、明治三六年に開園した日比谷公園（現千代田区、当時麴町区）、靖国神社外苑を指すと考えられる九段公園（現千代田区、当時麴町区）⑥が挙げられている。その他に、「数多の」に相当する、「公園」がつくところには、前述の太政官布告にもとづく深川公園（現江東区、当時深川区）が思い起こされる⑦。また市街小公園と呼ばれた規模が比較的小さな公園も、二二年開園の坂本町公園（現中央区、当時日本橋区）を初めてのものとして作られていた。円了がどこまで公園の数を調査していたのかはわからないが、在世当時の東京市の範囲内から、「数多の」とつけたなかで代表的な公園と円了が考えた合計五か所が挙がっている。それらの公園の目的は肉体の休めることと感覚器官を安らかにすることであるとされる。ここで「耳目を安養する」といつているが、仏教的解釈である感覚器官が「安養浄土」にいるようになる。つまり、極楽にいるような感覚を受けるべきところというのではなく、単に感覚器官を休めて、心身の回復を得るべきところであると言っていると考えられる。しかし、続く部分の末尾において、この当時の状況では、それを果たすことはできない。つまり、精神の静養を与えることはできないと記している。次に、園内で心を労わるために花卉を見たり、体を労わるためにビールを飲んだり、提供されるものを記している。明治三十年代のそれら公園では、すでに昼日中からビールを飲む人たちが普通にいたことが分かる。ただし、この酒食の提供は、現在の哲学堂公園に都

立公園時代からの売店があることからわかるように、向島の百花園や堀切の菖蒲園など江戸時代の遊興施設以来の歴史的経緯のなかで、公園の採算の関係で作られ、提供されていたものである。しかし、飲んでいる人たちは楽しそうだが、このような人たちがいることを円了は不快に思っていたのでわざわざ記したのだろう。そのためか、公園は心と体を養うものを供給していても、知的な働きを高める機能はないとしている。そして、青年や学生が日曜日や休日に、公園内を遊歩すれば、園内にある誘惑に心を動かされるという、これは、現在の公園内には建物や建ち並ぶイメージはないだろうが、浅草公園に強く見られたことなのだが、当時の公園にはさまざまな娯楽施設が園内に建てられていたからである。そのような知育の場ではないところでは、良心も育たないとする。円了が見るところでは、東京市内の公園は、体と心を休めて、体調面のマイナスを減らす効能があるけれどもプラスを増やすまでの効能はない、肉体修養公園ばかりであり、精神を鍛えることで、さらにプラス分を増加する効能をもつ精神修養公園はないとしている。

次に、二つ目の段落では、西洋社会を訪れたときに体験したことが記されている。欧米の公園を観察した経験から、肉体修養公園と精神修養公園の二種類があり、肉体修養公園は、日本の前記したタイプの公園と同じといえる。そして、西洋の精神修養公園がなにかといえば、キリスト教の「教会」であるという。なぜなら、円了は、欧米では青年たちが日曜や休日の午前中を教会で過ごし、心身両面の発育を自発的に行うことを常としているのだと見て取ったのである。ここで円了は、教会堂としていたので、教会の建物を公園の設備として相応しいものにとらえていると考えられる。続けて、日本における精神修養公園に相当するものとして寺院を挙げるが、その機能として、精神修養を果たしているものは存在しない状況だとしている。逆に、日本の寺院が、青年の品行を誤らせ、道徳を損ない、墮落腐敗の温床となることが多いことは、言い抜けれないと考えている。この部分で

は日本の寺院の可能性を考えたつても、寺院は精神を鍛える役割を果たしていないと見ている。なお、円了に、この寺院が無能力、または害毒にまでなったことには、神仏分離や学校の設立などの明治政府の政策により、江戸時代に持っていた寺院の役割が減退したことにあるという見解が明治二〇年ころにあったが、それについては稿を改めたい。元に戻り、結論として、日本には青年の知徳を磨くという西洋の教会の働きをするところがないので、精神修養公園を作らないといけないとし、修身教会運動において全国各地に設けられるはずの修身教会が知徳を磨く場としての働きをもつものとなると、結んでいる。

円了にとって日本の公園は、*public space*として人々が集まる場所であるが、人々の疲労の回復はできてもさらなる知恵の増進が果たされる場所ではなく、肉體修養公園と称するものである。そして、米欧を周遊した体験からかの地では、教会が青年にたいする知育・徳育の場としての働きをしており、宗教施設としての類似性がある日本の寺院と果たす役割が大きく異なっている。修身教会運動は、日曜日や休日に青年が集まって知徳を磨く場である精神修養公園を作る運動であるとの意見であるとしている。円了は、「公園論」という題名で、現在の日本で見られる憩いの場、遊びの場としての公園ではなく、学校を修了した人が集まり知徳を修める場としての公園を作ると記しているのである。そうすると、修身教会運動も学校を修了した青年を対象にしており、その運動における精神修養をするところの見本として、哲学堂を整備することにしたと考えられないだろうか。

三 「公園」という言葉の意味

英語の *park* を、「公園」という言葉で表したのは、明治になってからと考えられる。そもそも、「公園」の初出は、諸橋轍次編集の『大漢和辞典』によれば、六世紀中頃に北齊の魏収が編纂した北魏の歴史書、『魏書』列伝第

七のなかに記された任城王元澄の伝であり、「減公園之地、以給無業貧口」⁽⁸⁾とあることだとされる。日本では、天保三年（一八三二）に現島根県津和野町の鷲原八幡社に奉納された額に記されたものとされる⁽⁹⁾。また、新村出編集の『広辞苑』では、「公園」を、初版では「公衆遊樂のために設けた遊園」⁽¹⁰⁾とし、第六版では「公衆のために設けた庭園または遊園地」⁽¹¹⁾としている。また、法律の上では、自然公園と都市公園の二種類がある。自然公園は、環境省所管の、「自然公園法（昭和三二年法律第一六一号）」を典拠とする優れた自然を保護する施設であり、国立公園や国定公園について規定するものである。都市公園は、国土交通省所管の、「都市公園法（昭和三一年法律第七九号）」を典拠とする都市計画に基づく公園や緑地である。哲学堂は、現在都市公園であるが、円了が公園を作ることにした明治三九年には、郊外といえる豊多摩郡野方村に立地したので、高尾山が明治の森高尾国定公園であるように郊外に立地する自然公園も存することも頭に入れて、自然公園についても筆を及ぼせることとする。なお、その他に、「国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則」によって環境省が管理している、皇居外苑、京都御苑、新宿御苑からなる国民公園がある⁽¹²⁾。

なお、円了が、「公園論」で、「公園は肉体を休養するを得べく、耳目を安養するを得べき」と記した公園設置の目的は、自然公園法には第一条に、「国民の保健、休養及び教化に資する」と記されているが、都市公園法には存しない。つまり、円了が考えた公園の目的は、日本国が考える現在の公園についての法律では自然公園法に取り入れられているものとなる。

日比谷公園には開園当初から、松本楼や三橋亭などの店舗があったように、前にも記したが、明治期の公園には、遊戯施設や運動施設だけでなく、さまざまな店舗が存在した。よって、次に、それぞれの公園内部に作られる施設を法律の条文から確認したい。

まず自然公園法では、施設についての規定はなく、自然公園法施行令のなかで規定されている。

- 一 道路及び橋
- 二 広場及び園地
- 三 宿舎及び避難小屋
- 四 休憩所、展望施設及び案内所
- 五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
- 六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
- 七 運輸施設
- 八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- 九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- 一〇 植生復元施設及び動物繁殖施設
- 一一 砂防施設及び防火施設
- 一二 自然再生施設⁽¹³⁾

次に都市公園法では第二条に記されている。これらが自然公園法のなかに作られた場合は、都市公園には含まれないとする。

- 一 園路及び広場
- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- 四 ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

この二つの公園法によって作ることが許される施設には双方に記されるものもあるけれども、まずは、都市公園法の施設と哲学堂に作られた施設と重ねて、法律と哲学堂の両方に見られる施設を見ていきたい。哲学堂七十七場を大まかに分類して当てはめると、前記リストの一には時空岡と直覚径などの園路が当てはまる。そして、二には天狗松、幽霊梅や百科叢、三には客観廬や主観亭などの四阿、六には四聖堂や絶対城などの古建築物、八には哲理門や一元牆などの門と柵がある。そして、七と八を兼ねたものとして事務所にして物品販売をしていた鞆體庵があり、また、七には七十七場には入らないが、園内に便所も備わっていた。そのほかに、三祖碑・筆塚・硯塚といった碑の類がある。碑も円了の事績を説明するある種の教養施設ということができると思う。

一から九までに挙げられている施設では、その他である九を除けば、四と五に該当するものが存しない。ただ

し、五に相当するテニスコートが円了の死後に間もなく整備された。五のテニスコートについては、生前に構想を持っていたかはわからないが、畑地であったと思われる場所をテニスコートにしたことは、生前から運動施設をつくる構想があったのではないだろうか。遊戯施設と運動施設以外の六項目は、円了の構想によって作られたものとして存しており、死後すぐに七項目を備えた公園相当の施設となっている。つまり、法律が後付けで現状追認のものであるとはいえ、一から八の公園施設として挙げられているものが園内に含まれていたといえる。逆に、円了が生きていたときに都市公園法の条文に挙がっているが哲学堂になかったものといえ、遊戯施設と運動施設であるが、運動施設は、円了の死後すぐに整備されたと記したが、テニスコートは大正九年（一九二〇）に作られたものであり、遊戯施設も野球場と同時に作られたという井上民雄氏の話によれば、昭和初期には八種類とも揃っていたと思われる¹⁴。

また、哲学堂は、郊外に立地した公園なので、自然公園法の施設との関係も同じように見ていきたい。リストの一には、直覚径などの園路が当てはまるが、哲学堂には妙正寺川に架かる観象梁という橋がある。二には広場である時空岡が当てはまる。三には宿泊者を泊めることはなかったが、管理人が生活していた鑽仰軒がある。四には客観廬や主観亭などの四阿が休憩施設として存している。五、六に相当するものは当時存しなかった。七には、年齢制限がある上、運輸施設と称することが適当かは疑問符がつくものだが、望遠橋という綱を引っ張って籠に乗った自分を移動させる野猿のようなものがあつた。八は便所が相当する。九には六賢台と無尽蔵が博物館示施設にあたる。十と十二もなかったが、十一には相対溪があり、これによって地下水を切ることで大雨のときに時空岡に地下水があることを防いでいたので、砂防施設の一つとみることができのではないだろうか。また、五は、前述したように円了の死後に整備された。

自然公園法では、円了の生前に五、六、十、十二が存しない。大阪府の箕面公園のような自然公園もすでにあつたが¹⁵、円了は、「公園論」を内容から都市公園を想定して記したので、哲学堂を現在の法律では都市公園に当てはまるものとして構想したとみるべきであるから、検討はこれまでとしたい。

都市公園法の施設は制定前から公園にあつたものだが、円了の哲学堂構想において作られた施設は、法律に相当するものが記されているのである。

四 井上円了と「公園」

さて、円了が初めて、「公園」を訪れたのは、どこの何という公園でそれはいつのことかということとは、明確ではない。

『井上円了センター年報』一号において翻刻された、「漫遊記(第二編)」(16)の一〇〇頁に明治一六年八月八日に「偕楽園(立二遊フ茨城ノ公園地ナリ」とあるのが、現在の偕楽園公園を訪れた記事であり、本人が記した最も早い、「公園」を訪れた記録である。なお、「漫遊記(第一編)」(18)に現在公園であるところを訪れた記録は見える。例えば、明治一〇年に現在の京都・円山公園になっているところを訪れているが、まだ公園としての開園はされていない。

しかし、本当に明治一六年以前に、「公園」という場所に行っていないかというところ、そうとは言い切れないところがあり、推測すれば、それ以前に、「公園」という場所を訪れているのではないだろうか。円了が初めて東京に着いたのは、明治一一年四月八日であるが、まず浅草に現在の東本願寺、当時の東本願寺別院に草鞋を脱ぎ、東京大学予備門に入学するまでそこで過ごした。東に数百メートル行けば浅草公園があり、西に一キロメートルほ

ど行けば上野公園があるという場所なので、数か月の滞在中に両者にまったく行かなかったとは、考えられないだろう。また、円了が書いた職歴には見られないが、吉田ゆき氏の、「官立新潟英語学校」(19)によれば、八年から一〇年の間のどこかで、円了が現在の新潟市学校町通の新潟大学内に開かれた新潟英語学校の教員をしていたと名前が挙げられている。『東洋大学百年史』に収められている円了の履歴・略歴(20)には、新潟英語学校の教員をしていたことは記されていないが、同じ県下ということもあり、新潟市の白山公園に行っていた可能性もあるので、可能性の問題として記しておく。

円了の旅行記で訪れた公園がどこかを見ていきたい。

五 『館主巡回日記』中の公園記述

『井上円了選集』一二巻(21)の一一頁から一八五頁に所収されている『館主巡回日記』でも「公園」という言葉は、訪問地として登場したり、訪問地の近くにあることで記号として用いられたりしている。この『館主巡回日記』は、円了が哲学館の館主や学長を務めていたときの記録であり、『哲学堂案内』二頁から引用すると「精神修養公園とすることに定め」(22)る前の公園体験を記すものである。

以下、記載されている場所を示し、説明を加えるかたちで記していく。なお、円了は学校退隠後の『南船北馬集』では、訪れた場所の感想など、自らの心の内を記すが、『館主巡回日記』には、講演場所や会合場所など業務上の訪問地は事細かに記されているが、プライベートの行動は記述されることが少ない上、印象など心の内を記すことなく、客観的かつ公といえる行動の記述に終始していることに注意が必要であると考える。

『井上円了選集』一二巻一五頁に「明治二三年(一八九〇)十一月」十五日 この夕、市中公園万松館におい

て懇親会あり。」と、二二年に正式開園した岐阜公園と隣接する現在の岐阜市大宮町二丁目²³の料亭・萬松館で開かれた懇親会に出席したという文のなかで出ている。同大門町の大谷派別院での講演、午後四時から開いた同司町の現在の岐阜大学の前身である師範学校の講演の後に訪れたので、萬松館に赴くときに岐阜公園に立ち寄ってはいないと考えられる。

なお、前日の宿泊は、同頁の十四日の項に「宿所は岐阜市玉井屋なり。」とあるので、大門町と司町の間にある今小町にあった玉井屋であったと思われる。十四日に岐阜に着いてから大谷派別院で講演を行うまでの間の行動は記されていないが、この間に岐阜公園を訪れた可能性はある。

続いて、二四年三月二十日に高松を訪れているが、三八頁に翌二十一日「朝、柴原知事を訪い、公園に遊び」と、明記されていないが栗林公園と思われる公園を訪れている。これは、当地の人に庭内を案内されて回ったのであろう²⁴。その間、一七頁に二三年三月二十一日に彦根で現在国定公園になっている彦根城と楽々園を訪れている記述がある。

次に、二五年七月二十二日の函館における行動を記す、七二頁に「午後、齋藤氏とともに公園に遊び浅田楼に憩う。」とあり、函館港で出迎えた齋藤唯信とともに函館公園を訪れたことが見える²⁵。七八頁の記述から道内を一巡して戻った八月三十日にも齋藤と公園を訪れている。

次に、二五年十二月から二六年二月にかけての九州巡回講演では、いくつか公園と記した場所を訪れている。一月十一日に熊本の行動を記す、八八頁に「午後、公園水前寺出水神社に詣す。」とあり、水前寺成趣園内の出水神社を訪れている。なお、現在水前寺公園は、熊本市中央区の町名であり、水前寺成趣園は神社境内の扱いになっている。円了が訪れたときは、町名にまだ水前寺とついでなく、厳密には公園でもなかった。そして、八九頁に

十七日には、佐賀で、「これより松原神社公園地をたずね」とある。当地で対応にあたった米山長太郎の案内で、講演の間に哲学館への寄附協力を要請のため市内を回っているなかで、現在の佐嘉神社を訪れている。こども「公園」という綴りが見られるが、神社境内であるので、水前寺同様に公園ではない。ひよっとすると、これは、「公共に解放された園地」の省略と解するべきなのかもしれない。次の講演地である福岡では、二十日に九〇頁から一文を引用すると、「午前、井上閑齋氏、大野義海氏の宅を訪い、中学校（脩猷館）、師範学校をたずね、荒戸公園に遊び、午後、福村楼の懇親会に出席す。」とあって、当時は荒津山公園と呼ばれた現在の福岡県管西公園を訪れたことが、この記載された場所を地図上で探したときに行きことができる範囲や、荒戸という地名から類推することができる。

もう一つ、一時帰京もあるが、三四年六月から九月にかけて行われた富山県巡講のなかに記載がある。八月十日の高岡市の記述のなかで、一四三頁から次に経路がわかるように二文を引用すると、「午後、西方寺において同寺および称念寺の婦人教会のために演説す。演説後、高岡公園内平山亭において少憩し、夕刻、宿坊最勝寺（浅井秀玄氏寺）に入る。」と記されているものである。これは、現在の高岡市大手町の西方寺での演説の後、西北西に一キロメートルほど離れた宿泊地の最勝寺に移動する途中で、西方寺のすぐ北東にある高岡城跡に六年の太政官布告に基づいて新川県によって開かれた現在の高岡古城公園、当時の高岡公園に立ち寄り、園内の便益施設でひと休みしたのである。

この巡講のなかで岡崎や高知など、すでに公園が存在していたところを訪れているが、それらでは、公園に相当するところを訪問していない。

六 海外視察での公園体験

円了は、その生涯で三度世界周遊にでているが、「公園論」を著す前である一度目と二度目を取りあげたい。

一度目の明治二年から二年の海外周遊は『欧米各国政教日記』上下篇⁽²⁶⁾として、二度目の三五年から三六年の海外周遊は『西航日録』として発行された。どちらの回も『井上円了選集』二三巻に収められているので、そこから見ていきたい。

一度目で公園という言葉の用例は二回、いずれもニューヨークの公園で、四六頁から引用する、「古今の英雄・学者の肖像、石に彫刻せるもの路傍に並列するを見て、感動した場面である。

二度目で公園という言葉の用例は八回、七回は訪問した都市の公園で、円了の記述によって町の名前を列挙すると、ペナン（二回）、ボンベイ、ロンドン（二回）、ケーニヒスベルク、エジンバラの六カ所である、そして、ニューヨーク近郊のコネー島を色々な店があったことから浅草公園と比している。こちらは、いずれも訪問地として記されているだけで、一度目のような感情の発露は見られない。そのほか、公園とは記さないが、各地で植物園、動物園といった公園のようなところを訪れた記録があるが、同様に感情は記されていない。

七 当時の公園観

明治時代は、欧米からの公園観が伝わり、日本の公共空間への見方が変わったと考えられる。庭造りの面では、京都の庭師である植治こと小川治兵衛（一八六〇―一九三三）や東京の庭師である二代松本幾次郎（一八五八―一九三六）⁽²⁷⁾らを中心に、それまでの回遊式の大名庭園から個人の庭園への変化を見せた。しかし、彼ら庭師は庭の造り方の変化に留まり、手を公共空間にまでは拡げることとはなく、造園について自らの考えるところも残し

てはいない。

公園に関わった円了以外の人たちが、個人の意見として「公園」をどのようなものと捉えていたのかを確認していきたい。具体的には、名前の五十音順に並べた石黒忠恵（一八四五—一九四二）、福羽逸人（一八五六—一九二一）、本多静六（一八六六—一九五二）、長岡安平（一八四二—一九二五）の四人である。ただし、四人とも公園の設計に関連しているが、彼らのなかで、公園の専門家と呼べる人間は長岡しかいない。しかし、明治時代の公的な公園計画に関わり、公園や造園についての考え方を残している人物が、まさにこの四人である。

石黒は、円了の幼少期の学問師匠であり、終生関わりを持った人物であるが、上野公園、日比谷公園に関わったことが、半生記『懐旧九十年』⁽²⁸⁾に見える。このなかで、上野公園は、一九三頁から引用すると、ボードインから「東京のやうな大都會には、立派な公園といふものがなくてはならない、世界の大都會で、天然の庭園がない處では、總て人工を以て樹木を植ゑて新たにそれを設計さへするのである」と記しており、その明治五年の時点では、公園など及びもつかなかつたとしている。そして、上野山が公園になったことから、日比谷に公園を作ることに携わり、日比谷公園を和洋折衷で運動場がある形に定め、三七〇頁から引用すると、「熱鬧の都會に設けられるので、狭い處へ深山幽谷の趣致を見せるのが主眼だ」と考えて本多静六に洋風庭園の設計を依頼したと記す。石黒は、公園に関する見識を記していないが、後者の引用文のなかで、都会のなかでも喧騒を忘れさせる深山幽谷の趣を感じさせるということが、都市公園の庭園に必要だと考えて人選をしたことが伺える。

福羽は、宮内省に勤め、新宿御苑などで園芸家として活躍した。半生記『福羽逸人回顧録』⁽²⁹⁾のなかで、宮内省内苑局の人間として公園には触れず、専ら御苑・離宮の保全や植物の栽培方法を著述している。公園について意見を言うべきではないと考えていたことは、二三三頁の内苑局創立時を思い起こしたところから「思うに、本

年園芸専掌の部局を創設せられたるは、皇室に於ける直接の御用途を充たす為め而已に非らず、一般園芸の進展を計る上に、間接模範となり指導者たるの意味亦茲に存するを疑わざるなり。」という文において、園芸家である与自己規定していたと読み取れる。しかし、二二八頁から引用すると、「仰も園芸と称する科学は、苑園造築、果樹、蔬菜、花卉、樹木栽培及び挿花術の六科と、尚ほ之に種実、工業園芸の二科を加へて八科となす。」と、園芸とは造園を含み、場の整備造成が入るとしてゐる。福羽も日比谷公園の設計に関わつてゐるけれども、「公園とは」という全体的なことではなく、公園内の園芸に関する部分だけを考えていたと思われる。

本多は、日比谷公園の首賭け銀杏で首を賭けた逸話が有名だが、林学博士としていわゆる明治神宮の森の構想を立てたり、各地の植林を指導したりしている。『本多静六自伝体験八十五年』⁽³⁰⁾のなかの日比谷公園設計のエピソードとして、公園の門に扉をつけないことに対する反論に、一六七頁から二文を引用すると「公園の花卉を盗まれないくらいに国民の公德が進まねば日本は亡国だ。公園は一面その公德心を養う教育機関のひとつになるのだ。」という市会での発言に、その考え方が見られる。

長岡は、新潟の白山公園設計者と目されており、明治後半から大正にかけて全国の都市公園の設計を手掛けている。彼も東京市の公園局に勤め、日比谷公園に関わつてゐる。実務家であつたため自らの意見を表明することはなく、公園という言葉は、手稿の『長岡安平手記翻刻』⁽³¹⁾の四六頁から引用すると「及大槻属案内にて、大公園予定地、金照山実査す」という、金照寺山公園の設計・指揮のため秋田を訪れたときに大・小二種の別があると考えていたことがわかる記述のみである。ただし、死後に部下でもあつた井下清により『祖庭 長岡安平翁造庭遺稿』⁽³²⁾がまとめられており、そのなかでは、三一頁から一文ずつ引用すると「公園が普通の庭園と其の趣を異にし、著しく公開的であり、平民的であるのは云うまでもない。」、また「大體に於ける山水の景の作り方や樹

木の植方等は、庭園に於けると大差ないが、但し公園は徹頭徹尾開放的であり、平等的であり、兒童本位である事を常に頭に置いてかゝる必要がある。」と、庭は個人的、非公開的なものに対して、公園は庶民的、公開的で兒童本位にするべきと自己の設計理念を述べるなかで記している。

八 まとめ

これまで見てきたことを再確認しておく、円了が公園を訪れたという最初の記録は、水戸の偕楽園を訪れたときのものである。そして、巡講のなかで日本各地の公園を訪れ、海外の公園も訪れた経験を持っていた。また、東京の浅草公園は他の場所との比較で用いられているので、それが発行された明治三十九年より前に訪れ、詳しく知っていたことは確実である。子息である玄一氏の回想によれば、浅草に成長記録の写真を撮りに行っていたということも訪れた経験があった傍証になるのではないだろうか。上野公園も、記録は見られないが、東京大学から近く、師である石黒が関わったところなので、訪れているだろう。仮に訪れたことがなくても、上野駅から何度も汽車に乗っている、本郷、駒込、白山から上野駅までの移動の際に、なかに入らなくても不忍池のそばなどすぐ側までに行っているに違いない。日比谷公園も、同様に師である石黒が関わったところなので、明記されずとも行ったことがあったと考えられる。「公園論」の冒頭に記される公園は、人びとが知っているから挙げたのではなく、自分が訪れた経験があり、その実体験と自らの思想を重ね合わせて満足できないものがあつたのだろう。円了の旅行記録は、感情を記すことは少ないが、その数少ない発露がニューヨークでの公園体験にあり、それを基にした考えが四聖・三学・六賢・三祖のレリーフや現在失われている七十七場のひとつ哲史蹊に表れたものなのであろう。円了が記した三十九年は、まだ寺院や神社に見られる頌徳碑や崇敬碑を公園に建てることが見

られなかったと思われる。円了が言うような精神修養的な事柄は、本多静六の日比谷公園設計に見られたことなのだが、それは施設として建てられたものではなく、円了に伝わっていなかったようである。円了は、『修身教会雑誌』という発表媒体の性格も有り、哲学堂の対象者を青年と考えて記しているが、長岡安平は、多くの公園設計をした人物だが、その公園設計に平民の児童を念頭に置く必要があるとしている。そして、石黒忠憲の日比谷公園計画に関わったときの意見は詳細にはわからないが、計画案の適否を決める会議には出席していたように、自伝で記している。後に石黒が記したときには大都会には立派な公園が備わっているという考え方が当時からあったように記している。その通りなら、円了の公園観に影響やサジェスションを与えたと思われる。肉体修養公園だけでは片手落ちなので、精神修養公園も必要であるということにつながったのではないだろうか。本多、長岡と円了の間にやり取りをする関係があったことは証明できないが、その公園に関する考え方を交換する関係にはなかったことはいえる。

円了が用いた、「公園」という語は、哲学堂に種々の施設を建てたことから、路傍の小公園ではなく、さまざまな施設を内包した大公園を指していたと考えるべきである。そして、そのなかには、現在の自然公園法のなかにも受け継がれている、「教化に資する」という考え方が、発表媒体の性格、円了が行おうとした事業につながるためにも、人の心を育てるということが必要だとするのである。本多の意見を知っていたかどうかはわからないが、公園は道徳も育むものであるということは、円了が特殊の事例なのではなく、色町に近い深川公園や浅草公園の様態とは異なる公園を作ろうとしていた時代であったと考えるべきではないだろうか。

円了は、哲学堂を肉体修養と精神修養を兼ね備えた公園にする構想を『修身教会雑誌』で発表し、起伏のある立地の園路を歩くことによる体育修養、六賢台と万象蔵に収められた日本と世界各国の物品による知育修養、そ

して、七十七場の名称とその意味を理解することによる徳育修養を、四聖堂を哲学堂に整備することで実現しようとした。「公園」を体と心の休養だけでなく、体育・知育・徳育を兼ね備えて増進させる。つまり、円了は、それまで東京にあった「公園」とは体を休めるだけのものであるとして、それだけではなく新たに公園を作ろうとしたと考えられる。

【註】

- (1) 井上円了述『哲学堂案内』哲学堂事務所、一九一五年（増三版、一九二〇年）、二頁。
- (2) 文化庁「文化審議会の答申（史跡等の指定等）について」二〇一九年十一月十九日発表。なお、この答申に至った出発点は、二〇一二年六月に文化庁が公表した「近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書」（近代の庭園・公園等の調査に関する検討会、文化庁文化財部記念物課編、二〇一二年六月、文化庁）において、哲学堂公園が「重要」と評されたことであると考えられる。
- (3) 令和二年文部科学省告示第一八号による（国指定文化財等データベース〈<https://kunsiterei.bunka.go.jp/bsys/maindetailis/401/00004108>〉参照、二〇二〇年十一月十一日最終閲覧）。
- (4) 註一に同じ。
- (5) この段落のくっこ内における「当時」の意味は、「明治三十九年当時」という意味である。
- (6) 大山巖と品川弥二郎の銅像などが立つ九段坂公園は、昭和四〇年七月一日開園（この開園日は千代田区公表のpdf資料〈<https://www.city.chiyoda.tg.jp/koho/machizukuri/kotsu/documents/kitanomaru-09.pdf>〉に於ける）なので、まだ開園していなさ。
- (7) 同じ太政官布告によって公園となった飛鳥山公園（現北区）は、東京市外の王子村に所在していたので、ここで使う東京には入れていないと考ええる。
- (8) 中華書局編『魏書』中華書局、一九七四年、四七三頁。

- (9) 東京都建設局『東京の公園百年』東京都建設局緑地部、一九七五年、二〇頁。
- (10) 新村出編『広辞苑』初版、岩波書店、一九五五年、七〇三頁。
- (11) 同、第六版、二〇〇八年、九二五頁。
- (12) くわしくは拙論「哲学堂開園までの公園様相」『井上円了センター年報』二二号、東洋大学井上円了記念学術センター、二〇一二年、八七―一六頁の八九頁から九一頁を参照していただきたい。
- (13) 「自然公園法施行令(昭和三十三年政令第二九八号)第一条の政令で定める施設の項目を引用した。
- (14) テニスコート、野球場などの部分は、東京都から中野区に移管される昭和五〇年三月まで東洋大学が所有しており、円了が所有していた内園部分と所有者は異なったが、財団法人哲学堂時代から一体となって運営されていた。
- (15) 大阪府立箕面公園の開園は、一八九八(明治三十一年)五月二十日(箕面市ホームページ〈<https://www.city.mihon.lg.jp/soumu/shishi/column/topic-5.html>〉参照、二〇一〇年十一月十一日最終閲覧)。
- (16) 井上雨水「漫遊記(第二編)」『井上円了センター年報』一号、東洋大学井上円了記念学術センター、一九九二年、一〇九―一二九頁。
- (17) 引用元のまま、正しくは「偕楽園」。
- (18) 井上雨水「漫遊記(第一編)」『井上円了センター年報』一号、東洋大学井上円了記念学術センター、一九九二年、九三―一〇八頁。
- (19) 吉田ゆき「官立新潟英語学校―『英学史研究』第一五号、日本英学史学会、一九八三年、七七―九二頁。この教員歴の有無については、事実か確認したのを見ていないので、取りあげた。
- (20) 東洋大学『東洋大学百年史 資料編Ⅰ・上』東洋大学創立百年史編纂委員会・東洋大学井上円了記念学術センター、一九九四年。東洋大学卒業前を含む履歴・略歴は六頁から一二頁に三点、卒業後のみのが一点収められている。
- (21) 井上円了、井上円了記念学術センター編『井上円了選集』一二巻、東洋大学、一九九七年。以下、当節で示す頁は、書名を明記していないところも『井上円了選集』一二巻の頁数を指す。
- (22) 註(一)に同じ。
- (23) 以下、本文中に表記する町名は、円了が訪れた当時のものではなく、例えば、東洋大学であれば、円了が館主・学長を務めていた小石川区小石川原町ではなく、現在の文京区白山五丁目のごとく、現在の住居表示によって示す。
- (24) 現在の玉藻公園は、昭和三〇年(一九五五)五月五日から一般公開されたもので、明治二四年は旧藩主松平家の私有

- 地であったため、一般公開されておらず、公園ではなかった(高松市公式ホームページ、「史跡高松城跡の歴史」〈<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/shisetsu/park/tamamo/bunzai/201806051.html>〉参照、二〇二〇年十一月十一日最終閲覧)。また、現在では、公園として整備されている屋島は、当時高松市外であり、公園に指定されていなかった。そして、現在でも瀬戸内海国立公園の一部を構成するもので都市公園ではない。そのため、円了が訪れた当時の高松の市街にあった広さを持つ著名な公園は、栗林公園のみであった。
- なお、五稜郭公園は、明治25年当時、陸軍施設であった。
- 井上円了『井上円了選集』二三卷、井上円了記念学術センター、二〇〇三年。「欧米各国政教日記(上篇)」は一九頁から九一頁、「欧米各国政教日記(下篇)」は九三頁から一五三頁、「西航日録」は一五七頁から二三五頁に収められている。
- (27) 二代松本幾次郎は、白山御殿町の阪谷芳郎邸の庭を作庭するなど、東京では渋沢栄一と関係が深い。この註は、東京農業大学国際日本庭園研究センター編『旧齋藤家別邸庭園調査報告書』、新潟市、二〇一二年、四四頁を参照した。
- (28) 石黒忠恵『懐旧九十年』、博文館、一九三六年。
- (29) 福羽逸人、環境省自然環境局監修『福羽逸人回顧録』国民公園協会新宿御苑、二〇〇六年。
- (30) 本多静六、本多健一監修『本多静六自伝体験八十五年』実業之日本社、二〇〇六年。
- (31) 長岡安平、東京都公園協会編『長岡安平手記翻刻』東京都公園協会、二〇一二年。
- (32) 井下清編『祖庭 長岡安平翁道庭遺稿』文化生活研究会、一九二六年。